

令和7年第2回臨時会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和7年第2回臨時会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和7年12月25日（木曜日）

○議事日程第1号

令和7年12月25日（木曜日）午後2時開議

- | | | |
|----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議案第10号 | 令和7年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号） |
| 第4 | 議案第11号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 報告第7号 | 専決処分の報告について |
| 第6 | 報告第8号 | 専決処分の報告について |
| 第7 | 報告第9号 | 専決処分の報告について |
| 第8 | 報告第10号 | 専決処分の報告について |
| 第9 | 報告第11号 | 専決処分の報告について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（17名）

1番	内海伸	議員	10番	中嶋惠	議員
2番	亀田弘徳	議員	11番	柿崎孝治	議員
3番	小熊ひと美	議員	12番	天内慎也	議員
4番	山田千里	議員	13番	川崎憲二	議員
5番	安藤英博	議員	14番	乳井厳公	議員
6番	柳谷隆男	議員	15番	木下靖	議員
7番	工藤夕介	議員	16番	木戸喜美男	議員
8番	万徳なお子	議員	17番	小豆畑緑	議員
9番	綿谷敏明	議員			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	西秀記君	参与	稲葉正明君 (蓬田村総務課長)
副管理者	山崎結子君	予防課長	葛西幸彦君
副管理者	阿部義治君	警防課長	阿部康成君
副管理者	八戸慎幸君	通信指令課長	大川智弘君
監査委員	鹿内勲君	会計管理者	齋藤賢剛君
事務局長	中村敦君	副会計管理者	高野光広君
消防長	村上靖君	監査委員書記	遠嶋祥剛君
消防次長	佐々木和人君	監査委員書記	福士保君
総務課長	太田しのぶ君		
参与	中村健君 (青森市企画部連携推進課長)		
参与	塩越信子君 (平内町企画政策課長)		
参与	登坂光春君 (外ヶ浜町参事総務課長)		
参与	太田和泉君 (今別町参事総務企画課長)		

○事務局出席職員氏名

書記長 丸山 丈二

書記 菅原 明人

書記 下山 卓磨

午後 2 時開会・開議

○議長（小豆畑緑君） ただいまから、令和 7 年第 2 回青森地域広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小豆畑緑君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、4 番山田千里議員及び 9 番綿谷敏明議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小豆畑緑君） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（小豆畑緑君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 10 号 令和 7 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議案第 11 号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小豆畑緑君） 日程第 3 議案第 10 号「令和 7 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」及び、日程第 4 議案第 11 号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」の計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕

○管理者（西秀記君）

令和 7 年第 2 回青森地域広域事務組合議会臨時会の開会に当たり、提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、議案第 10 号令和 7 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、職員人件費について、現在の人員配置や、後ほど御説明いたします議案第 11 号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部改正による給与改定に伴う調整を行うほか、東消防署ボイラー及び配管の維持修繕料など、それぞれ今後の見込みに基づいて、所要の調整を行ったものであります。

歳出の主な内容についてであります。総務費につきましては、職員人件費として、208

万4000円を増額補正するほか、燃料価格の高騰に伴い、燃料費として3万円を増額補正するものであります。

民生費につきましては、職員人件費として、111万円を増額補正するものであります。

衛生費につきましては、職員人件費として、67万4000円を増額補正するものであります。

次に消防費であります。青森消防費につきましては、職員人件費として、8332万6000円を増額補正するほか、維持修繕料等として、3541万5000円を増額補正するものであります。

平内消防費につきましては、職員人件費及び作業服等購入費として、1195万5000円を増額補正するものであります。

外ヶ浜消防費につきましては、職員人件費として、1082万3000円を増額補正するものであります。

今別消防費につきましては、職員人件費として、2028万3000円を増額補正するものであります。

青森市消防団運営費につきましては、公務災害執行分の補填及び青森市消防団員等公務災害補償条例改正に伴う補償額等として、10万円を増額補正するものであります。

次に、歳入の主な内容についてであります。歳出補正に連動する調整を行った結果、分担金及び負担金につきましては、1億3645万2000円を増額補正となり、諸収入につきましては、10万円の増額補正、組合債につきましては、2790万円の増額補正となったものであります。

その結果、今回の補正額は、1億6445万2000円を増額補正となり、令和7年度青森地域広域事務組合一般会計予算の総額は、67億1425万9000円となった次第であります。

繰越明許費といたしましては、消防施設管理事業及び消防車両整備事業に係る翌年度への繰越分を設定等するものであります。

次に、議案第11号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の給料月額等を改定する青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、その取り扱いを準用しております同条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

ただいま衛生費につきまして、67万4000円を増額と申し上げましたが、正しくは、減額です。お詫びして、訂正いたします。

○議長（小豆畑緑君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番 天内慎也議員。

〔議員 天内慎也君 登壇〕

○12番（天内慎也） 12番、青森市日本共産党、天内慎也です。

それでは、議案第10号、「令和7年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑の①東消防署ボイラー及び配管維持修繕について、繰越明許費補正となった理由をお示してください。

質疑の②消防車両整備事業について、繰越明許費を変更する理由をお示してください。

壇上からの質疑は、以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

〔消防長村上靖君登壇〕

○消防長（村上靖君） 天内議員からの令和7年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算に関する御質疑に順次お答えいたします。

まず、東消防署のボイラー等維持修繕工事の繰越明許費の設定についての御質疑にお答えいたします。

東消防署の給湯と暖房を担うボイラー及び配管につきましては、昭和60年の東消防署竣工時より約40年が経過し、老朽化により、ボイラーの不具合、配管からの漏水等が発生しており、その都度、適切な修繕を実施してきておりますが、部品の製造終了などにより、現状のボイラー及び配管の維持修繕が困難となりましたことから、同設備の更新が必要となったものであります。

東消防署のボイラー及び配管の修繕工事につきましては、入札から工事完了まで7か月以上が見込まれており、工事期間中に一時的に暖房が使用できなくなる期間が発生しますことから、この期間を夏季に設けることで、極力職員の負担とならないよう設定し、令和8年度の冬季前に工事を完了させるため、今年度から事業に着手するもので、必要経費の補正と、年度を超えた契約を可能とするため、繰越明許費の設定を行うに当たり、本議会にお諮りするものであります。

続きまして、消防車両整備事業の繰越明許費の変更についての御質疑にお答えします。

令和7年度における消防車両整備事業につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、人員輸送車1台、連絡車1台の計4台の車両を更新するものであります。議員お尋ねの繰越明許費の変更につきましては、中央消防署に配置する連絡車に係るものとなっております。

当該車両の更新につきましては、令和7年6月に、令和7年度末までの納期を条件とした指名競争入札を実施いたしましたところ、指名業者が期間内に納入できないとの理由から、すべて辞退となり、入札が不成立となったものであります。

そのため、令和7年9月に開催された令和7年第2回組合議会定例会におきまして、契約期間を2か年とした、令和8年度末までの契約を行えるよう繰越明許費を設定し、再度、令和7年10月に入札を実施したところであります。

しかしながら、車両の納入時期が令和8年度になる場合には、車両価格や人件費の高騰が見込まれるため、当初予定しておりました価格での入札が成立しなかったものであります。

このことから、予定価格を改めて算定し直し、不足分の予算を補正するとともに、併せ

て、繰越明許費の金額の変更が必要となったものであります。

○議長（小豆畑緑君） 12番天内議員。

○12番（天内慎也君） それでは再質疑を行います。①の再質疑は、東消防署の過去3年の修繕状況についてお示してください。②の再質疑は消防車両として購入する連絡車の機能と役割についてお示してください。以上です。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの東消防署の過去3年の修繕状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

東消防署の過去3年の主な修繕状況につきましては、令和4年度にオーバースライダーの修繕工事、令和5年度にボイラー用ポンプの修繕工事、令和6年度にボイラーの基盤及び配管、オーバースライダー及びトイレの各改修工事を実施しており、これまでも施設等に不具合が発生した場合には、不具合の状況、緊急度、予算の執行状況等を総合的に判断し、必要とされる修繕を適切に実施してきたところであります。

続きまして、連絡車の機能と役割についての再度の御質疑にお答えいたします。

当消防本部で保有する連絡車につきましては、平時には、予防広報、防災パトロール、立入検査や火災調査業務などに使用しているほか、消防無線、赤色灯、サイレンを装備しておりますことから、災害時には緊急走行が可能であり、山林火災時における資器材の搬送、水害時の土嚢搬送、救急現場への医療器具や医師の搬送など、多様な役割を担っているものであります。

なお、今回の繰越明許費の変更対象とした連絡車につきましては、ワンボックスタイプの4WD仕様となっており、多くの物資を運べる搬送能力と高い悪路走破性能を有しております。

また、緊急消防援助隊に登録する予定となっておりますことから、当消防本部管内での出動はもとより、県外における大規模災害時には、被災地に派遣することも可能となっております。

○議長（小豆畑緑君） 次に、8番万徳なお子議員。

〔議員万徳なお子君登壇〕

○8番（万徳なお子君） 日本共産党の青森市市議会議員、万徳なお子です。

議案第10号、「令和7年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）」について質疑いたします。

消防施設照明LED照明器具の賃貸借が提案されています。これについて、賃貸借契約とした理由と対象の庁舎についてお示してください。

以上で壇上からの質疑を終わります。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 万徳議員からの消防施設照明LED照明器具賃貸借契約と対象庁舎についての御質疑にお答えいたします。

現在設置されております蛍光灯を使用した照明器具につきましては、蛍光灯の製造廃止に伴い、使用できなくなりますことから、当消防本部では、照明器具の改修方法の検討を行

い、照明器具の取替工事と、民間業者から照明器具を借り入れて設置する賃貸借契約とを比較したものであります。

その結果、一つに、賃貸借契約の方が安価であること、二つに、予算の平準化が図れること、三つに、維持修繕も契約内容に含むことが可能で、ランニングコストの抑制が図られること、などの理由から、賃貸借契約を選択したものであります。

消防庁舎の照明器具の状況につきましては、当消防本部が管理する14の消防庁舎のうち、平成26年度以降に建設された新城分署・今別分署・原別分署・平内消防署の4庁舎がLED照明化に対応済みとなっております。

また、LED照明器具への改修が必要な庁舎につきましては、消防合同庁舎・沖館分署・油川分署・浪館分署・外ヶ浜分署・東消防署・浅虫分署・筒井分署・横内分署・浪岡消防署の計10庁舎となっております。

なお、LED照明器具への改修が必要な10庁舎のうち、外ヶ浜分署につきましては、令和8年度から外ヶ浜分署新築工事を行うこととなっておりますことから、既存施設の改修は実施しないこととしております。

この外ヶ浜分署を除く、消防合同庁舎等の9庁舎につきましては、令和8年度中にLED照明器具を民間業者から借り入れて設置する、賃貸借契約にて改修を行う予定となっております。

○議長（小豆畑緑君） 8番万徳議員。

○8番（万徳なお子君） 再質疑をいたします。LED照明は、消費電力が少なく電気代が安くなる、寿命が長いということでCO₂排出削減につながります。

また、チラつきが少なく、火災リスクも軽減します。ですから蛍光灯の寿命もわずかであることですから、早くLED照明に切り替えたいものです。

LED化により削減できる電気料金について、金額をお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 万徳議員からのLED化により削減できる電気料についての再度の御質疑にお答えいたします。

LED化により削減できる電気料につきましては、民間業者による概算におきまして、LED化の完了していない9庁舎の照明器具を改修した場合、改修しなかった場合と比較して、1年間で約900万円程度の削減が見込まれ、電気料の削減見込み額が、賃貸借契約に要する経費を上回る試算である、との報告を受けております。

○議長（小豆畑緑君） 8番万徳議員。

○8番（万徳なお子君） 大変な電気料の削減が見込まれるということでした。

LED照明はすぐ点くし、チラつきがない、煙や暗いところでもわかりやすいという利点があります。

今回の賃貸借契約の満了となる10年後の対応について、お示してください。

質疑はこれで最後となります。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 万徳議員からの賃貸借契約満了後の対応についての再度の御質疑

にお答えします。

10年間の契約期間満了後につきましては、賃貸借契約により設置されたすべての照明器具が、契約業者から当消防本部に無償で譲渡されることとなっております。

その際には、契約期間満了前に、継続して譲渡を受けた照明器具の維持を行うこととするか、若しくは新たに賃貸借契約を結び照明器具の改修を行うこととするのかについて、照明器具の老朽化や、稼働状況を適切に判断し、検討することとしております。

○議長（小豆畑緑君） これにて質疑を終結いたします。

討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第10号について採決いたします。

議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について採決いたします。

議案第11号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第7号 専決処分の報告について

日程第6 報告第8号 専決処分の報告について

日程第7 報告第9号 専決処分の報告について

日程第8 報告第10号 専決処分の報告について

日程第9 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（小豆畑緑君） 日程第5報告第7号「専決処分の報告について」から、日程第9報告第11号「専決処分の報告について」までの計5件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（小豆畑緑君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（小豆畑緑君） これにて、令和7年第2回青森地域広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時24分閉会

署名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 小豆畑 緑

議員 山 田 千 里

議員 綿 谷 敏 明